

令和2年度「高校生等の奨学金給付事業」推薦要項

主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会埼玉支部
後援 文部科学省

1. 推薦基準

原則として、以下の(1)(2)とする。

本県に所在する国公立高等学校等に在学する生徒で、

- (1) 保護者が、①死亡、離婚等により両方もしくは片方がおらず、または②病気(交通事故等による怪我も含む)により就労が難しく、①、②のいずれかのため、公的な支援等を受けている(別紙参照)が、生活困窮のために修学への意欲があるにもかかわらず、修学継続が困難となっている第2、3学年の生徒(定時制・通信制課程については相当学年)のうち、**校長から推薦のあった者**とする。特別支援学校にあっては、上記の条件に準ずる者とする。
- (2) 保護者が、①死亡、離婚等により両方もしくは片方がおらず、または②病気(交通事故等による怪我も含む)により就労が難しく、①、②のいずれかのため、公的な支援等を受けている(別紙参照)。そのような状況にありながら、修学意欲が旺盛で、更に上級学校(国公立大学・短期大学・専修学校専門課程)へ進学する成績優秀(評定平均値3.8以上)な第3学年の生徒(定時制・通信制課程については相当学年)のうち、**校長から推薦のあった者**とする。特別支援学校にあっては、上記の条件に準ずる者とする。

2. 給付する奨学金の額・人数

上記1の(1)について、選考のうえ、90名それぞれに10万円を奨学金として給付する。

(2)について、選考のうえ、90名それぞれに20万円を奨学金として給付する。

ただし、(1)の給付は、在学中1回に限るものとする。

3. 推薦の時期

上記1の(1)について、令和2年6月1日(月)～令和2年7月10日(金)とする。

(2)について、令和2年12月1日(火)～令和3年2月3日(水)とする。

(当日消印有効とします。簡易書留でお送りください。)

(2)については、進路未決定者も予約生として推薦できるものとするが、令和3年3月12日(金)までに進路決定した場合にのみ選考の対象とする。

(別紙)「公的な支援等を受けている」について

1. 推薦基準のうち

「公的な支援等を受けている」とは、以下のこととします。

- ア. 生活保護世帯
- イ. 児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯
- ウ. 「埼玉県高等学校等奨学金制度」等により、奨学金を受けている者
- エ. 同一世帯全員が市町村民税非課税
- オ. 児童福祉施設等入所者
- カ. その他の公的な支援を受けている場合